

第 52 回全国林業後継者大会協賛要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、第 52 回全国林業後継者大会（以下「後継者大会」という。）の趣旨に賛同する個人、法人、その他団体（以下「団体等」という。）が、後継者大会に協賛する際に必要な事項を定めるものです。

(協賛)

第 2 条 この要綱において、協賛とは、団体等が第 52 回全国林業後継者大会岡山県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う後継者大会行事の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）を提供する行為（以下「資金協賛」という。）とします。

(募集期間)

第 3 条 募集期間は、令和 6 年 3 月 31 日までとします。

(協賛依頼の対象者)

第 4 条 実行委員会会長は、後継者大会の趣旨に賛同する団体等に対して資金協賛を依頼します。

(協賛の申込等)

第 5 条 協賛を申し込みいただける団体等は、あらかじめ第 52 回全国林業後継者大会協賛申込書（別記様式第 1 号。以下「申込書」という。）を実行委員会会長に提出していただきます。

2 実行委員会会長は、申込書の提出があった場合、第 10 条第 1 項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、速やかに受理し、申込者に対し第 52 回全国林業後継者大会協賛申込受理書（別記様式第 2 号。以下「受理書」という。）により受理した旨を通知します。

(協賛金の支払等)

第 6 条 第 2 条第 1 項に規定する資金協賛を行おうとする団体等は、前条第 2 項による通知を受けた場合、受理書において、実行委員会が指定する受入口座へ協賛金を納入していただきます。

2 協賛金の領収書は、各金融機関の振込受領書等をもって代えさせていただきます。ただし、希望により、実行委員会会長が領収書を発行することもできます。

(協賛の特典等)

第 7 条 第 6 条第 1 項の規定により協賛を行った団体等（以下「協賛者」という。）の特典は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 全国林業後継者大会おかやま大会ホームページでの協賛者名（ロゴ）の掲載
- (2) 全国林業後継者大会おかやま大会記念誌へ協賛者名の掲載

- (3) 全国林業後継者大会おかやま大会ホームページでの協賛者ホームページへのリンク
(第52回全国林業後継者大会公式ホームページからのリンクを希望する場合のみ)
※掲載は金額の高い順になります。(同額の場合は申込順)

2 前項に定める協賛者の特典は、実行委員会の承認を受けて新たな特典を追加する場合があります。

(協賛金の使途)

第9条 協賛金は、その全てを後継者大会行事の経費及び後継者大会の開催に付随する経費に使用し、目的外使途には一切使用しないものとします。

(協賛申込の不受理等)

第10条 実行委員会会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知します。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は後継者大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する者
- (4) 後継者大会について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
- (5) その他実行委員会会長が不相当と判断する者

2 実行委員会会長は、第5条第2項により協賛の申込を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金を返戻します。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協賛に関する必要な事項は、実行委員会事務局で定めることとします。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。